

を見んとて家を出て、遊行せるならんと思はるゝに至る、嶮咀なる大山の外は道路を修め、常に意を著けて是を修復し、多くは其幅驚くべく廣濶にして、諸侯及び代官相互に往來して出遇ふとも、支梧なきに至れり、其道路には松金松栗櫻などの諸木繁茂す、其平坦なる地は、大抵湖川ありて、人家稠密なる方へ流れ行き、風景佳麗にして、水上數艘の舟荷物處々に輸りて、絶へず上下往來する行粧、繁華の景色想ふべし、

〔南向茶話〕問曰、王子村の脇に谷村と申處ありて、畑道の間を、鎌倉海道と申傳へ候、古へ當國の往來筋の由申候、如何承度候、

答曰、仰之通りに予^{忠昌}酒井も承候、此所谷村と呼申候に付、畑道も鎌倉海道と唱へ候哉と被存候所に、古老の説に、當國の方池沼多くして、足入の地なるが故歟、往古の道筋は、今の青山百人町の西北の方、原宿と申所をへて、千駄ヶ谷八幡の前に^{此地今に所の小名}大窪へ過、高田馬場より雜司ヶ谷法明寺脇通り、護國寺後通り、只今の中仙道の道を横ぎり、谷村瀧の川村を経て、豊島村より千住の方へ古の道筋也といへり、右物語を案するに、其間の道筋三ヶ所迄舊名残り候得ば、其據なきにあらず、只今青山百人町より直に相州小田原へ往來道を、俗に中道と呼び、東海道より二里近く、日本橋より相州小田原迄十八里の由也、^略下

〔倭名類聚抄^十道路〕馬道。辨色立成云、馬道^{俗音米}向堂之道也、

〔香取神宮古文書纂^{十五}〕一札之事

一源太祝清五郎堺堀横七尺五寸之所、今度諸社家相談を以、永々馬道に宛申所實正也、自今以後、兩人屋敷、道普請之節、七尺五寸外、按申間敷候爲、後日如件、

元祿四年 未 六月 日

案主所 印

田 所 印